

教職員の懲戒処分について

教職員の不祥事案について、当該教職員に対し、以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様に深くお詫びし、不祥事の再発防止に向け、より一層、教職員の服務規律の確保に努めます。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

事案	処分内容	被処分者	概要	処分根拠
(1)	免職	市立小学校 教諭 (48歳)	被処分者は、令和5年9月21日(木)午後11時頃、堺市中区内の民家敷地内へのぞき・盗撮を目的に侵入したものと、令和6年1月18日(木)、大阪府中堺警察署において通常逮捕された。	地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当
(2)	減給 10分の1 3月	市立小学校 教諭 (24歳)	被処分者は、令和6年1月、研修に参加するとして学校を離れたが、実際には帰宅していたにもかかわらず、翌日、研修に参加したとして、虚偽の出張申請を行った。 また、病気休暇中であつたにもかかわらず、主治医や管理職に相談することなく1週間の海外旅行等をした。	地方公務員法第32条及び第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当

※事案(2)の被処分者は、処分日付で依願退職した。

2 処分日

令和6年3月8日

問 い 合 わ せ 先	担 当 課 : 教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 電 話 : 072-228-7438 ファックス : 072-228-7890
----------------------------	--